

医本第 295 号
高齡第 1362 号
令和4年11月28日

社会福祉施設等を設置する法人の長 様
高齡者施設等の管理者 様

新潟県医療調整本部長
新潟県福祉保健部高齡福祉保健課長

高齡者施設等における感染拡大防止のための対応について（通知）

日頃、本県の感染症対策行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況については、10月上旬頃より1週間あたりの感染者数が前週と比較して増加に転じており、高齡者施設等におけるクラスターも急激に増加しているところです。

また、これに加えて、季節性インフルエンザとの同時流行が起こることも想定され、今後、より多数の発熱患者が生じることにより病床のひっ迫が危惧されています。

限りある医療資源を有効に活用するためには高齡者等のハイリスク者への感染拡大を抑える必要があることから、短期間（2，3週間程度）で集中的に下記の取組を実施して下さるようお願いいたします。

記

1 職員の行動制限について

混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など感染拡大に繋がる行動を控えてくださるようお願いいたします。

2 面会制限について

緊急やむを得ない場合を除き、対面による面会は原則禁止としてくださるようお願いいたします。（オンライン面会など代替手段による対応としてください。）

【職員の行動制限に関すること】

新潟県医療調整本部

担当：調査・相談 T 電話：025-280-5353

【面会制限に関すること】

新潟県福祉保健部高齡福祉保健課

担当：介護サービス係 電話：025-280-5193